

議第 146 号

下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について

下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

平成 31 年度から、下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションを設置し、その管理について、指定管理者制度を導入するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例

下呂市子育て・保育ステーション条例（平成29年下呂市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">下呂市みやだ子育て・保育ステーション・下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市なかはら子育て・保育ステーション</td> <td style="text-align: center;">下呂市焼石3530番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市わかあゆ子育て・保育ステーション</td> <td style="text-align: center;">下呂市馬瀬名丸1041番地</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（賠償）</p> <p>第10条（略）</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者による管理）</p> <p>第11条 <u>市長は、ステーションの管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（指定管理者の指定の手続き）</p> <p>第12条 <u>指定管理者の指定等については、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年下呂市条例第32号）の</u></p>	名称	位置	下呂市みやだ子育て・保育ステーション・下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）		下呂市なかはら子育て・保育ステーション	下呂市焼石3530番地1	下呂市わかあゆ子育て・保育ステーション	下呂市馬瀬名丸1041番地	<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">下呂市みやだ子育て・保育ステーション・下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市なかはら子育て・保育ステーション</td> <td style="text-align: center;">下呂市焼石3530番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（賠償）</p> <p>第10条（略）</p>	名称	位置	下呂市みやだ子育て・保育ステーション・下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）		下呂市なかはら子育て・保育ステーション	下呂市焼石3530番地1
名称	位置														
下呂市みやだ子育て・保育ステーション・下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）															
下呂市なかはら子育て・保育ステーション	下呂市焼石3530番地1														
下呂市わかあゆ子育て・保育ステーション	下呂市馬瀬名丸1041番地														
名称	位置														
下呂市みやだ子育て・保育ステーション・下呂市かみはら子育て・保育ステーションの項（略）															
下呂市なかはら子育て・保育ステーション	下呂市焼石3530番地1														

改正後	改正前
<p><u>定めるところによる。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第13条 <u>指定管理者が行える業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第4条に規定する事業の実施に関する業務</u></p> <p>(2) <u>ステーションの維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>利用料等の収受に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務</u></p> <p><u>(指定管理者の責務)</u></p> <p>第14条 <u>指定管理者は、施設の目的に沿った事業を運営する責務を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、ステーションに関する業務の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p><u>(準用規定)</u></p> <p>第15条 <u>第3条から第7条まで、第9条及び第10条の規定は、第11条の指定管理者による管理に準用する。この場合において、第5条、第9条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第12条の規定による指定管理者の手続き等の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

【参考資料】

下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

平成 31 年度から、下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションを設置し、その管理について、指定管理者制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションを新たに設置します。

(第 2 条関係)

(2) 管理について指定管理者制度を導入するため、指定管理者による管理に関し新たに規定します。

(第 11 条から第 15 条関係)

(3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(4) 改正後の規定による指定管理者の指定の手続き等の準備行為について、この条例の施行の日より前にできることを定めます。

(附則第 2 項関係)